

質問種別	質問内容	回答
省エネ法関係	<p>①設計性能評価書（仮にZEH水準・耐震等級3水準）にて省エネ適判は省略できるが、構造については品確法の等級では省略できないという理解でよかったですでしょうか また、確認申請の申請段階で設計性能評価が取得済みというケースで申請時に評価書の鏡のみではなく、構造書類等も添付することで構造の審査書類として認めていただくことは可能でしょうか</p> <p>②申請時に適判は取得せず、仕様基準（チェックリストにて省エネ基準適合）を添付し申請をしたのち、完了検査までに設計性能評価等をZEH水準にて取得した場合 完了検査時に使用されている断熱材は同じ、性能も同じ、ただ性能の区分が省エネ適合レベルとZEH水準とずれが生じるかと思えます。 この場合は計画変更ないしは軽微変更が必要になりますでしょうか。</p> <p>③仕様基準（適否チェックリスト）での審査希望の際、フォーマットは国交省より配布されているPDF限定でしょうか。 ⇒必要な記載要件を満たしていることが前提としてエクセル等で入力しやすい形に作り替えたものをPDFデータに変換するような形での提出は認められますか。</p>	<p>①構造については省略できません。また、確認申請前に設計性能評価の評価書を取得済みの場合、構造審査については合理的に行うことで審査時間の短縮を図ることは可能です。</p> <p>②図面と現場で使用されている材料等に相違がある場合は変更手続きが必要ですが、相違がなければ変更手続きは不要です。なお、材料等を変更され仕様基準に適合しなくなった場合は省エネ適判の申請が必要になります。</p> <p>③仕様基準が適合であることが分かるものであれば国交省以外のフォーマットでも問題ありません。なお、「仕様表作成ツール」が年内に公表される予定です。</p>
省エネ法関係	<p>省エネ改正について、対象は2025年4月1日着手の物件とのことですが、着手の基準は杭打ち工事等の準備段階（位置出し等）という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>土の掘削または杭工事の施工（位置出しでは不可）を以って着工と判断しております。なお着工後、当該工事を継続して行う必要があります。「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」に「着工に該当しない行為」の例が記載されており、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）に係る質疑応答集（令和6年10月9日時点）」には「工事の着手の時点」についての記載がありますので参考にして下さい。</p> <p>【建築確認のための基準総則集団規定の適用事例】 「工事の着手に該当しない行為の例」 ○地盤調査のための掘削、ボーリングの実施 ○現場の整地およびやり方 ○地鎮祭の挙行 ○現場の仮囲いの設置 ○現場事務所の建設 ○既設建築物の除去 ○現場への建設資材、建設機械の搬入 ○工事請負契約の締結</p> <p>【質疑応答集（令和6年10月9日時点）】 Q：「工事の着手の時点とはどの時点か」 A：「一般的には（杭打ち工事）（地盤改良工事）（山留め工事）又は（根切り工事）に係る工事が開始された時点です。」</p>
申請手続き関係	<p>いつもお世話になっております。 大規模な修繕、大規模な模様替えの場合、建築確認申請が必要になりますが、例えば屋根を野地板からやりかえになった場合、構造の検討（壁量計算など）も必要になるでしょうか？ まだ、未決定の部分かもしれませんが、よろしくお願ひします、</p>	<p>既存不適格建築物であっても令第137条の12により危険性が増大しないものであれば構造規定の遡及適用はないため構造の検討は必須ではありません。</p> <p>修繕を行った結果、荷重が増える等の場合は現行法での構造の検討が必要となります。 例：カラーベスト屋根であったものを瓦屋根に変えることで荷重が増大する場合。 例：窯業系サイディング外壁であったものをALC壁に変えることで荷重が増大する場合。</p>